平成２５年（フ）第４７号
石川県野々市市二日市町613番地６　あすなろ団地県営住宅９棟20号、従前の住所石川県白山市七原町ロ90番地１、従前々の住所金沢市上荒屋２丁目71番地４
債務者　藤野　武治
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
山梨県甲府市善光寺３丁目２番１号　オルテ95―105号
債務者　名取　邦人
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
長野県千曲市大字桑原346番地５
債務者　河野　敦子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１７号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙12856、住民票上の住所長野県北安曇郡小谷村大字千国乙4166番地　ペンションつばさや
債務者　木村由紀夫
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０号
長野県茅野市ちの239番地６フレグランスU　B201号
債務者　村越　夏子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５１１号
岐阜市菊地町５丁目31番地グランドゥール陽南　201号室
債務者　渡邉　正太
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
岐阜県高山市片野町２丁目43番地　市営住宅567
債務者　高橋　隆憲
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２４１５号
愛知県北名古屋市西之保中屋敷21番地Ｂ棟、住民票上の住所愛知県北名古屋市西之保中屋敷21番地
債務者　青山　裕子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６号
愛知県半田市古浜町９番地　並松工業内
債務者　齋藤　祐也
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６０号
名古屋市南区豊田４丁目８番６号　庄和荘１―２号
債務者　阿部　キヨ
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０号
名古屋市昭和区福江３丁目２番15号　リバーサイドドリーム404号
債務者　伊藤　政子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５６号
京都府城陽市平川大将軍78番地の１　サンレーベ平川Ｂ棟102号
債務者　宮野　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５８号
京都市伏見区淀水垂町140番地７　センチュリー203号
債務者　中村紀代子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６３号
京都市南区東九条東松ノ木町１番地　東松ノ木市営住宅３棟104号
債務者　松村良子こと　卞　　玉順
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０１号
京都府木津川市相楽清水20番地
債務者　萩原　正樹
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
京都府木津川市南加茂台６丁目10番地１
債務者　葉山　信子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係